

国立大学法人千葉大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成17年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

国立大学法人千葉大学役員給与規程により、役員に支給される給与のうち、期末特別手当については、業績評価等の結果を勘案して、その額の100分の10の範囲内で増減することができることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

俸給月額引下げ(平成17年12月より△0.3%)

理事

俸給月額引下げ(平成17年12月より△0.3%)

理事(非常勤)

改定なし

監事

俸給月額引下げ(平成17年12月より△0.3%)

監事(非常勤)

改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成17年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 21,835	千円 14,708	千円 6,152	千円 883 (調整手当) 92 (通勤手当)	4月1日 1名	
理事 (5人)	千円 78,919	千円 52,824	千円 22,096	千円 3,169 (調整手当) 830 (通勤手当)		3月31日 1名
理事 (非常勤) (1人)	千円 3,000	千円 3,000	千円 0	千円 0 ()		
監事 (1人)	千円 14,515	千円 9,384	千円 3,925	千円 563 (調整手当) 643 (通勤手当)		3月31日 1名
監事 (非常勤) (1人)	千円 2,400	千円 2,400	千円 0	千円 0 ()		

注:「調整手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

3 役員の退職手当の支給状況(平成17年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要
	千円	年	月			
法人の長	1,840	1	0	17.3.31	1	経営協議会において業績勘案率[1]と決定された。
理事						該当なし
理事 (非常勤)						該当なし
監事						該当なし
監事 (非常勤)						該当なし

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

「行政改革の重要方針」において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。対応策として、教職員数の適正化を検討しつつ、教職員の削減や退職した者及び欠員ポストの後任補充の抑制に努めていく。また、基本的には国に準拠した給与体系を維持して、適正な人件費管理を図っていく。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員に適用される給与法に準拠した給与体系を基本としており、人件費抑制を考慮して学内規定を整備している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇格・降格、昇給、特別昇給の実施及び勤勉手当の成績率の判定にあたっては、勤務成績を考慮し実施している。

特に、昇格は基準を設けて、さらに実施の有無については個々に勤務成績を考慮のうえ判定している。また、特別昇給及び勤勉手当の成績率の判定については、候補者の勤務成績を厳正にチェックしたうえで選考している。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
昇格・降格	昇格: 勤務成績が良好で基準に達している職員を上位の職務の級に決定 降格: 勤務成績が好ましくなく降任させた職員を下位の職務の級に決定
昇給	一定期間を良好な成績で勤務した職員を1号俸上位の号俸に決定
特別昇給	勤務成績が特に良好である場合又は業務に対する貢献が顕著である職員を上位の号俸に決定
賞与: 勤勉手当 (査定分)	勤務成績に応じ、支給割合(成績率)を決定

ウ 平成17年度における給与制度の主な改正点

- 平成17年12月より次のとおり改定
 - ・俸給月額引下げ(△0.3%)
 - ・初任給調整手当額の引下げ(最高50,200円→50,000円)
 - ・配偶者に係る扶養手当の額の引下げ(△500円)
- 平成17年12月期勤勉手当の支給率の引上げ(0.016月)

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成17年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
	人	歳	千円	千円	千円	千円
常勤職員	2,098	45.0	7,652	5,531	114	2,121
事務・技術	503	43.5	6,012	4,400	131	1,612
教育職種 (大学教員)	1,112	48.4	9,273	6,653	123	2,620
医療職種 (病院医師)	該当なし					
医療職種 (病院看護師)	278	35.9	5,096	3,729	44	1,367
教育職種 (附属高校教員)	23	36.7	6,767	5,014	103	1,753
教育職種 (附属義務教育学校教員)	59	40.9	7,106	5,229	98	1,877
教育職種 (外国人教師等)	3	46.5	9,836	6,931	41	2,905
医療職種 (病院医療技術職員)	100	41.8	5,881	4,305	120	1,576
技能・労務職種	20	55.4	5,448	4,004	163	1,444

注)教育職種(附属高校教員)欄には、附属養護学校教員を、教育職種(附属義務教育学校教員)欄には、附属幼稚園教員についても記載した。

	人員	平均年齢	総額	うち所定内	うち賞与
	人	歳	千円	千円	千円
在外職員	該当なし				

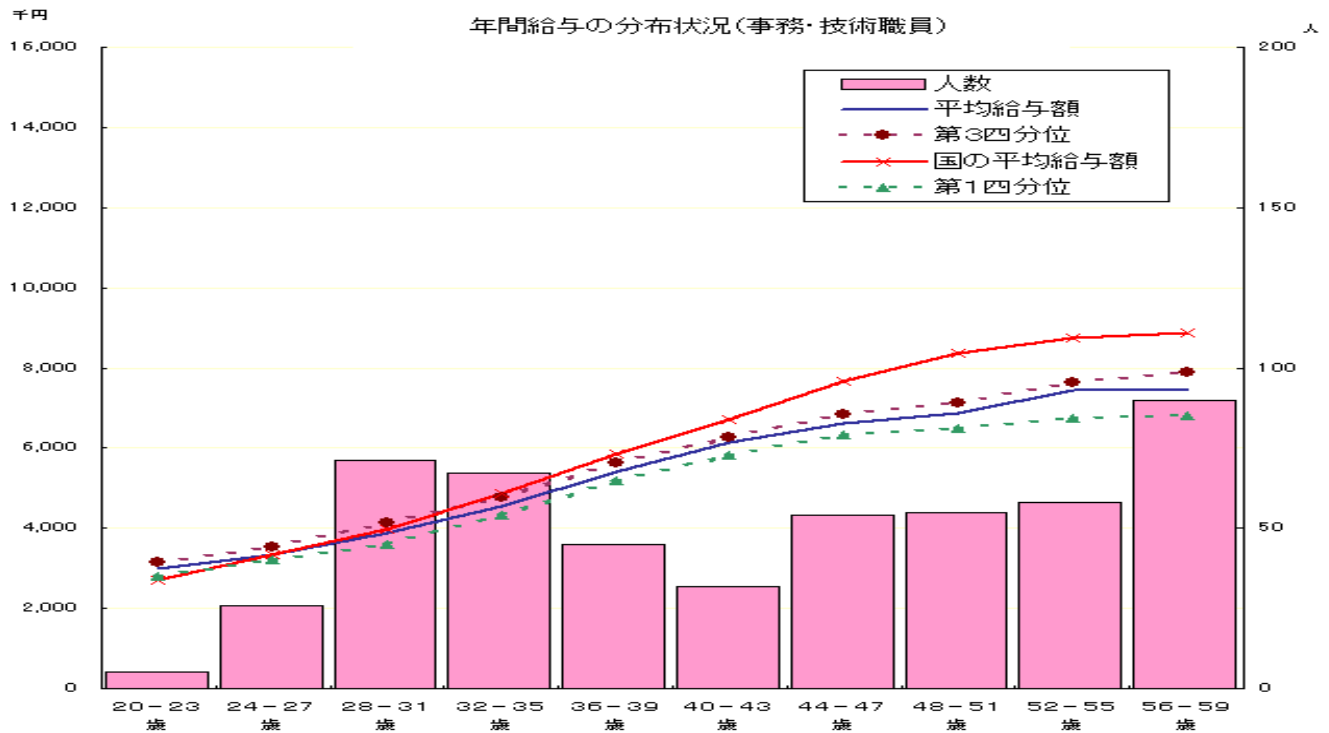
	人員	平均年齢	総額	うち所定内	うち賞与
	人	歳	千円	千円	千円
任期付職員	該当なし				
事務・技術					
教育職種 (大学教員)					
医療職種 (病院医師)					
医療職種 (病院看護師)					

再任用職員	人 該当なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円

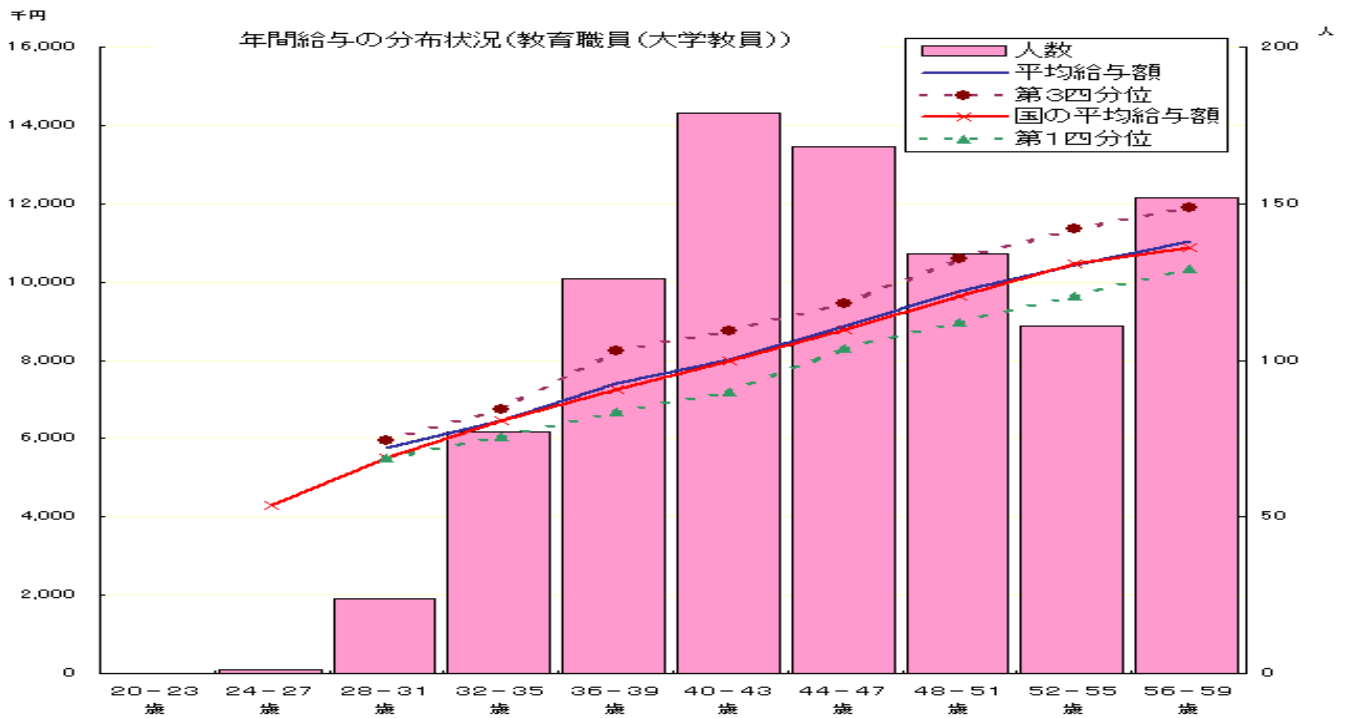
非常勤職員	人 126	歳 36.6	千円 3,479	千円 2,775	千円 108	千円 704
事務・技術	人 47	歳 42.1	千円 3,360	千円 2,516	千円 136	千円 844
教育職種 (大学教員)	人 12	歳 35.5	千円 5,301	千円 3,927	千円 136	千円 1,374
医療職種 (病院医師)	人 31	歳 34.7	千円 2,794	千円 2,794	千円 63	千円 0
医療職種 (病院看護師)	人 0	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医療技術職員)	人 35	歳 30.4	千円 3,612	千円 2,710	千円 100	千円 902
技能・労務職種	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

注) 技能・労務職種の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定される恐れがあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

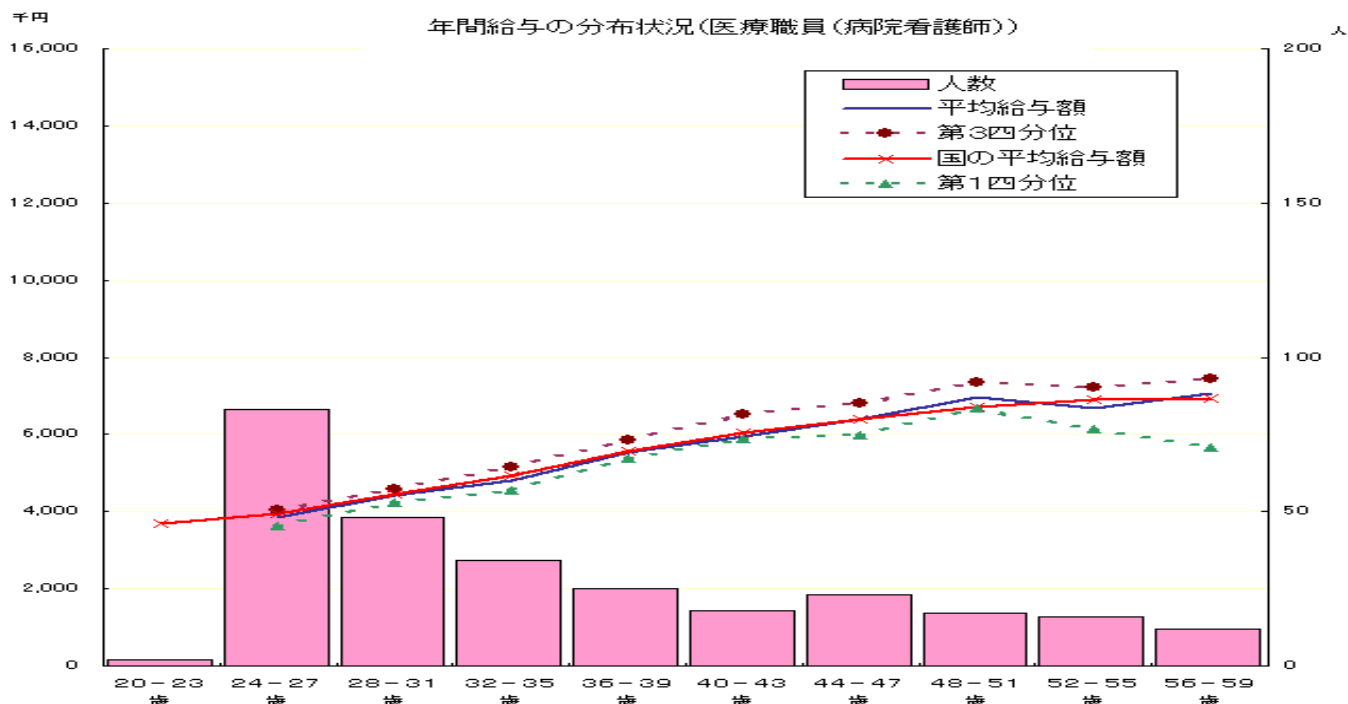
②年間給与の分布状況（事務・技術職員／教育職員（大学教員）／医療職員（病院看護師）〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注)①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。



注)年齢24～27歳の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定される恐れがあることから、「年間給与」については表示していない。



注)年齢20～23歳の該当者は2名のため、当該個人に関する情報が特定される恐れがあることから、「年間給与」については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位			
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
部長	2	—	—	—	—	—	—
課長	33	54.7	8,571	8,805	9,167		
課長補佐	43	54.9	7,255	7,518	7,792		
係長	162	50.1	6,435	6,776	7,133		
主任	132	41.8	4,756	5,460	6,106		
係員	131	30.3	3,484	3,847	4,167		

注)部長の該当者は2名のため、当該個人に関する情報が特定される恐れがあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位			
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
教授	443	55.5	10,457	11,075	11,659		
助教授	326	45.1	8,301	8,675	9,226		
講師	94	45.8	7,641	8,118	8,784		
助手	245	40.7	6,293	6,749	7,222		
教務職員	4	47.5	—	5,853	—		

注)教務職員における該当者が4名以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから「第1四分位」及び「第3四分位」については記載していない。

(医療職員 (病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
看護部長	1	—	—	—	—
副看護部長	3	55.2	—	7,382	—
看護師長	36	47.9	6,572	6,972	7,449
副看護師長	51	40.0	5,329	5,822	6,257
看護師	181	31.3	3,743	4,368	4,610
准看護師	6	54.5	5,264	5,447	5,652

注1)「看護師」には、「助産師」を含む

注2)看護部長の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定される恐れがあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

また副看護部長における該当者が4名以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから「第1四分位」及び「第3四分位」については記載していない。

③ 職級別在職状況等 (平成18年4月1日現在)

○事務・技術職員

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		一般職員	主任	係長 専門職員	課長補佐 専門官	課長 事務長
人員 (割合)	人 503	人 48 (9.5%)	人 119 (23.7%)	人 215 (42.7%)	人 70 (13.9%)	人 36 (7.2%)
年齢(最高 ～最低)		歳 32～21	歳 40～27	歳 59～35	歳 59～44	歳 59～39
所定内給与 年額(最高 ～最低)		千円 2,827～1,887	千円 3,796～2,504	千円 5,284～3,552	千円 5,946～4,383	千円 7,227～5,321
年間給与額 (最高～最 低)		千円 3,759～2,581	千円 5,036～3,425	千円 7,275～4,945	千円 8,189～6,108	千円 9,610～7,465

区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長 事務長	部長	部長	局長	局長
人員 (割合)	人	人 13 (2.6%)	人 1 (0.2%)	人 1 (0.2%)	人 該当者なし (%)	人 該当者なし (%)
年齢(最高 ～最低)		歳 59～43	歳 ～	歳 ～	歳 ～	歳 ～
所定内給与 年額(最高 ～最低)		千円 7,263～6,317	千円 ～	千円 ～	千円 ～	千円 ～
年間給与額 (最高～最 低)		千円 9,839～8,702	千円 ～	千円 ～	千円 ～	千円 ～

注)7級及び8級の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定される恐れがあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

○教育職員（大学教員）

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助手	講師	助教授	教授
人員 (割合)	1,112人 (割合)	4人 (0.4%)	245人 (22.0%)	99人 (8.9%)	322人 (29.0%)	442人 (39.7%)
年齢（最高～最低）		55～37	64～26	64～29	64～32	64～40
所定内給与と年額（最高～最低）		4,503～4,057千円	6,084～3,415千円	6,786～3,687千円	7,703～4,037千円	9,961～5,881千円
年間給与額（最高～最低）		6,242～5,440千円	7,967～4,544千円	9,389～5,157千円	10,371～5,640千円	14,180～8,323千円

○医療職員（病院看護師）

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	看護師長	副看護部長
人員 (割合)	278人 (割合)	6人 (2.2%)	181人 (65.1%)	55人 (19.8%)	33人 (11.9%)	2人 (0.7%)
年齢（最高～最低）		58～46	59～23	54～31	58～39	
所定内給与と年額（最高～最低）		4,190～3,752千円	4,695～2,498千円	5,216～3,270千円	5,664～4,312千円	
年間給与額（最高～最低）		5,678～5,207千円	6,550～3,417千円	7,210～4,439千円	7,900～6,049千円	

区分	計	6級	7級
標準的な職位		看護部長	看護部長
人員 (割合)		該当なし (%)	1人 (0.4%)
年齢（最高～最低）			
所定内給与と年額（最高～最低）			
年間給与額（最高～最低）			

注)5級及び7級該当者は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定される恐れがあることから、「年齢（最高～最低）」以下の事項については記載していない。

④賞与（平成17年度）における査定部分の比率

○事務・技術職員

区分	夏季（6月）	冬季（12月）	計	
管理職員	一律支給分（期末相当）	66.1%	68.7%	67.5%
	査定支給分（勤勉相当）（平均）	33.9%	31.3%	32.5%
	最高～最低	42.4～31.6%	39.1～29.3%	40.7～30.4%
一般職員	一律支給分（期末相当）	66.3%	69.0%	67.7%
	査定支給分（勤勉相当）（平均）	33.7%	31.0%	32.3%
	最高～最低	40.4～31.1%	37.6～28.6%	37.1～29.9%

○教育職員（大学教員）

区分		夏季（6月）	冬季（12月）	計
管理職員	一律支給分（期末相当）	64.2	66.4	65.3
	査定支給分（勤勉相当）（平均）	35.8	33.6	34.7
	最高～最低	49.4～32.0	45.8～29.7	44.3～30.8
一般職員	一律支給分（期末相当）	66.3	69.0	67.7
	査定支給分（勤勉相当）（平均）	33.7	31.0	32.3
	最高～最低	40.4～31.4	37.6～29.0	39.0～30.1

○医療職員（病院看護師）

区分		夏季（6月）	冬季（12月）	計
管理職員	一律支給分（期末相当）	56.5	64.1	60.3
	査定支給分（勤勉相当）（平均）	43.5	35.9	39.7
	最高～最低	50.0～33.3	39.6～30.9	44.9～32.1
一般職員	一律支給分（期末相当）	65.7	68.5	67.2
	査定支給分（勤勉相当）（平均）	34.3	31.5	32.8
	最高～最低	40.4～30.7	37.6～29.3	35.7～30.4

⑤職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準（年額）の比較指標（事務・技術職員／教育職員（大学教員）／医療職員（病院看護師））

○事務・技術職員

対国家公務員（行政職（一））	87.9
対他の国立大学法人等（事務・技術職員）	101.1

○教育職員（大学教員等）

対国家公務員（旧教育職（一））	101.0
対他の国立大学法人等（教育職員（大学教員等））	99.7

○医療職員（病院看護師）

対国家公務員（医療職（三））	99.0
対他の国立大学法人等（医療職（三））	101.6

注1： 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準（「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準）に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

注2： 教育職員（大学教員）の対国家公務員の指数は、比較対象の国家公務員が少数のため、国立大学法人等の法人化直前（平成15年度）の教育職俸給表（一）適用職員の給与水準を国の給与水準として算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

特になし

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成17年 度)	前年度 (平成16年 度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成 16年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	19,314,602	19,410,580	△ 95,978	△ 0.49	△ 95,978	△ 0.49
退職手当支給額 (B)	1,342,518	1,786,258	△ 443,740	△ 24.84	△ 443,740	△ 24.84
非常勤役職員等給与 (C)	3,355,466	2,949,866	405,600	13.75	405,600	13.75
福利厚生費 (D)	2,717,739	2,645,830	71,909	2.72	71,909	2.72
最広義人件費 (A+B+C+D)	26,730,325	26,792,534	△ 62,209	△ 0.23	△ 62,209	△ 0.23

注)「非常勤役職員等給与」においては、寄付金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「13 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

○基準年度(平成17年度)の「人件費予算相当額」及び「給与、報酬等支給総額」

「人件費予算相当額」 20,061,757千円

「給与、報酬等支給総額」 19,314,602千円

○給与、報酬等支給総額及び最広義人件費について、対前年度比の増減の要因の分析

「給与、報酬等支給総額」 前年度比 △95,978千円

「非常勤役職員等給与」 " 405,600千円

「最広義人件費」 " △62,207千円

「給与、報酬等支給総額」が減額となったのは、16年度末定年退職者及び17年度中の中途退職者の後任補充の抑制に努めたこと並びに教育職員及び看護師の補充が年度当初計画どおりに進まなかったことが主な要因である。

「非常勤役職員等給与」の増額は、次の点が大きな要因である。

- ① 看護体制の充実に伴う患者サービスの向上、医療の充実及び病院経営の観点から総合的に判断し、非常勤看護師から病院収入による有期雇用職員に積極的に切り替えて採用したことによる。
- ② 病院病棟の患者サービスの向上、看護補助スタッフの充実により看護師が本来の業務に専念できるよう、人材派遣契約により病院クランク及び看護助手等を増員したため。
- ③ 全学的に寄付金、受託研究費その他競争的資金により雇用している非常勤職員を増員したため。

IV 法人が必要と認める事項

特になし